

(案)

浜松市営墓園・墓地のあり方を検討する有識者会議報告書

浜松市営墓園・墓地のあり方を検討する有識者会議

座長 西田 かほる

はじめに

現在、わが国全体で人口減少や少子化、高齢化、家族構成の小規模化が進んでいる。「浜松市地方創生総合戦略（令和7年3月改定版）」の推計によれば、浜松市においても、2020年に79.1万人であった人口は、2050年には65.7万人まで減少することが見込まれている。こうした社会情勢の変化は、市民の墓に対する意識や供養のあり方にも大きな影響を及ぼしている。

近年の東京都や横浜市など大都市圏の動向を見ると、新しい形態の墓地整備が公営・民営を問わず進んでいる。具体的には、先祖から子孫へと引き継ぐ「永年使用」の形態だけでなく、承継者を必要とせず、一定期間経過後に合同埋蔵される「期限付墓」や様々なタイプの合葬墓などが整備されている。

翻って浜松市の現状を見ると、2012年に船明墓地が開設されて以降、市営墓地制度に大きな見直しはなく、墓を永年使用するという従来の形態が継続されてきた。

このような状況を踏まえ、浜松市では2025年に市民アンケート調査を実施し、墓に対する市民の具体的な意向やニーズの把握に努めた。本有識者会議では、これらの調査結果に基づき、これからの時代に求められる市営墓地の役割や、持続可能な管理運営のあり方について多角的な視点から検討を行ってきた。

本報告書は、一連の協議の結果を整理し、今後の市営墓地が目指すべき方向性について取りまとめたものである。

【委員】

エンディングデザイン研究所 代表
東洋大学 現代社会総合研究所 客員研究員

井上 治代

(社福) 浜松市社会福祉協議会 常務理事

中村 公彦

静岡文化芸術大学教授（国際文化学科）

西田かほる（座長）

(株)アトリオン 代表取締役

村木 則予

(公社) 全日本墓園協会 専務理事

横田 睦

※委員名は 50 音順

1 市営墓園・墓地のすがた

市営墓園・墓地は、「市民に必要な数の埋蔵・収蔵先の提供」、「安全安心で持続的な経営」、「誰もが利用できる平等な運営」の3つの方針の下、今後も市民に対する基礎的なサービスとして持続的に提供する。

2 必要となる墓の数

(1) 26,930（区画、体）の墓が新たに必要

今後15年間で、返還区画の増を図る取り組み等を行っても11,490（区画、体）の墓の不足が見込まれる。これに加え、墓地使用期間の有期限化（後述）に伴う新規利用者の最終埋蔵先としての合葬墓（合同埋蔵）15,440体が必要となる。合計すると、26,930（区画、体）が新たに必要となり、その内訳は一般墓1,890区画、合葬墓25,040体となる。

3 墓の整備

(1) 必要となる墓の整備は三方原墓園、船明墓地が候補

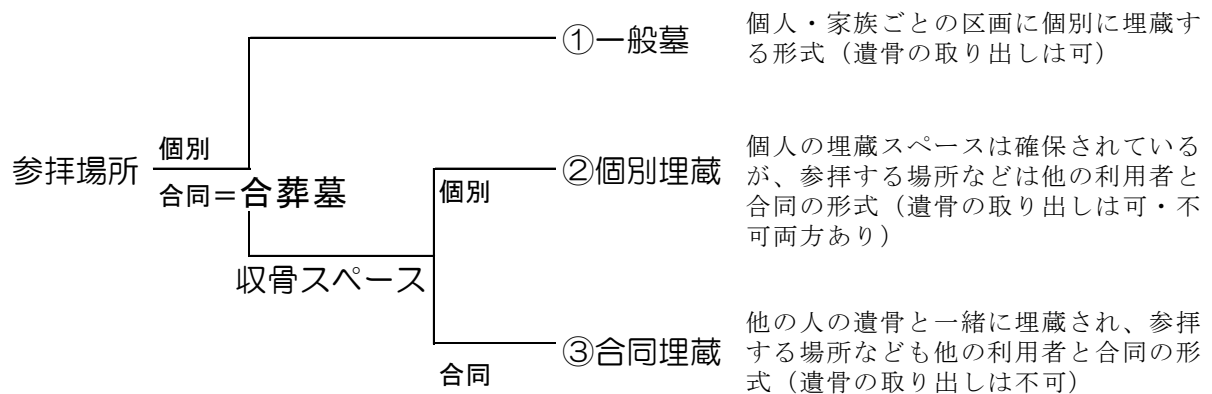
必要となる墓を確保するためには、新たに一般墓・合葬墓を整備する必要がある。整備については、アンケート調査における希望及び活用可能な用地の状況を踏まえ、三方原墓園8割、船明墓地2割の割合で整備することが適当である。また、新たに整備する墓は市民ニーズを取り入れたものとする。

なお、船明墓地の墓地計画区域については、全域は必要としない見込みである。

【新たに必要となる墓の数】

区分		三方原	船明	計
一般墓		1,500(区画)	390(区画)	1,890(区画)
合葬墓	個別埋蔵	3,250(体)	810(体)	4,060(体)
	合同埋蔵	16,780(体)	4,200(体)	20,980(体)
	小計	20,030(体)	5,010(体)	25,040(体)
合計		21,530(体, 区画)	5,400(体, 区画)	26,930(体, 区画)

【墓の区分】



留意点

- ・墓需要の変移と整備期間を勘案し、本会議では15年間を対象期間とすることが適当。
- ・墓地整備については、15年間の中長期を見据えた計画の下、5年毎に検証を行い柔軟に見直すことが必要。
- ・船明墓地の計画区域の縮小については、この15年以降の墓地需要も見据え、検討することが必要。

(2) 一般墓は区画サイズが小さく利用者負担の小さいもの

新たに整備する一般墓については、省スペースで利用者負担の小さいものを原則とする。また、返還区画についても、可能な限り区画を分割し、省スペース化を図る。

留意点

- ・形状により細分化が難しい返還区画は、周辺の状況より計画的に貸付停止を行い面的な整備を行うことが必要。

(3) 合葬墓は樹木葬の雰囲気を取り入れたもの

新規の合葬墓整備については、樹木葬の雰囲気を取り入れたものとし、簡易で施設整備・維持管理のトータルコストを抑えたものとする。

留意点

- ・樹木葬の概念は幅広いため、整備する墓園環境との親和性を検討することが必要。
- ・循環型、持続可能な運営をするためには、一般墓から改葬先の合葬墓までを同一墓園・墓地内に整備することが重要。

4 墓の運用について（循環型墓地経営）

(1) 一般墓の運用

一般墓については、子孫まで永年使用するもの、後継者不要なもの、双方の希望に対応できるよう、今後の貸付は10年間の期限を設け、更新できるようにする。

留意点

- ・有期限化については、無縁改葬を含め合葬墓（合同埋蔵）への改葬手続きを適正に行うことが必要。
- ・一般墓から合葬墓への改葬手続きについては、民間霊園に波及することも考え、法に基づき適切な制度設計を行うことが必要。
- ・貸付時に、民法 897 条 1 項但し書きにより墓地管理者を祭祀主宰者に指定してもらうなど改葬手続きを円滑化に行える方策を検討することが必要。

(2) 合葬墓（個別埋蔵）の運用

合葬墓（個別埋蔵）については、一般墓同様に有期限・更新可能とし、期限到来時に自動的に合葬墓（合同埋蔵）に改葬する運用とする。

留意点

- ・合葬墓については、心理的な抵抗が小さくなるよう個別埋蔵から一定期間経過後、同一施設の合同埋蔵に移る運用とすることが必要。
- ・合葬墓（個別埋蔵）は遺骨（個別収蔵場所）への直接参拝化を検討することが必要。

(3) 合葬墓（合同埋蔵）の運用

合葬墓（合同埋蔵）については、施設整備費・維持管理費のトータルコストを抑えたものを整備し、セーフティネットとして市営墓園・墓地で最も安価な料金設定とする。また、生前登録制度は、見直しを図る。

留意点

- ・納骨堂（三方原墓園内）で行っている生前登録は、今、遺骨を保有し埋蔵先を求めている人の埋蔵先を奪ってしまう可能性があるため見直しが必要。
- ・生前登録の見直しにあたっては、「終活」として、死後の埋蔵・収蔵先を自分で決めたいという人も増えていることも踏まえた上で、検討することが必要。

5 無縁墓対策

(1) 無縁墓を発生させない取り組みの実施

無縁墓を発生させないため以下の取り組みを実施する。

① 利用者・承継者の把握の強化

② 墓じまい需要への対応

市営墓園・墓地における墓じまいの課題に対応するため以下の取り組みを開始する。

- ・市営墓園・墓地内の一般墓から新設する合同埋蔵墓への改葬費用の軽減
- ・墓石撤去費用の負担軽減
- ・墓じまい教室の開催（墓じまいの手続きを分かりやすく説明）

留意点

- ・墓じまいの最大の課題は墓石撤去費用と考えられるため、業者との連携を含め、具体的な促進施策を検討することが必要。

(2) 無縁改葬の適正実施

無縁墓と判明した墓地区画については、法に基づき適正に無縁改葬を進める。

6 持続可能な墓地経営に向けた運営の見直し

(1) 墓地使用料（貸付料）の見直し

各墓園・墓地の料金設定については、周辺の利便性を反映している地価の要素を取り込んだ設定に見直しを図る。

(2) 全区画からの管理料徴収

現在、2012年4月以降の利用者からのみ徴収している管理料を、公平性の観点から全利用者から徴収するよう見直しを図る。

留意点

- ・実施については、以下の取り組みを実施した上で行うことが必要。
 - ・管理システムの導入や利用者への事前周知
 - ・支払い方法の拡充・多様化
 - ・墓じまい先としての新合葬墓の整備

(3) 広報の拡充

専用ホームページの作成など広報手段を拡充し、市営墓地を希望する人に適切に情報が届くよう取り組む。

7 その他

- ・現在、検討が行われている社会福祉法の改正を踏まえ、高齢者が自身の生活や、死後の葬法・墓を含む葬送について自己決定できる仕組みを構築していく必要がある。
- ・火葬場について、政令指定都市では、大半が市民火葬料を有料化している。新斎場が供用開始されることから、火葬料の有料化についても検討すべき。
- ・公共資産や予算など社会的リソースは限られているため、現役世代はそれを享受するのではなく、自ら維持・拡充させる役割を担い、次世代が幸せを享受できる社会基盤の構築へと重点的に配分していくべきである。
- ・墓は、葬ってさえもらえない時代から、江戸時代には家として永続的なものになり、現在は永続的なものでなくなりつつある社会変動の時期にある。時代にあった社会ニーズを取り込んだ市営墓園・墓地であるために、今回まとめた15年間の計画を5年毎に見直すというサイクルはとても大切である。より良い市営墓園・墓地となるよう取り組みを続けてほしい。